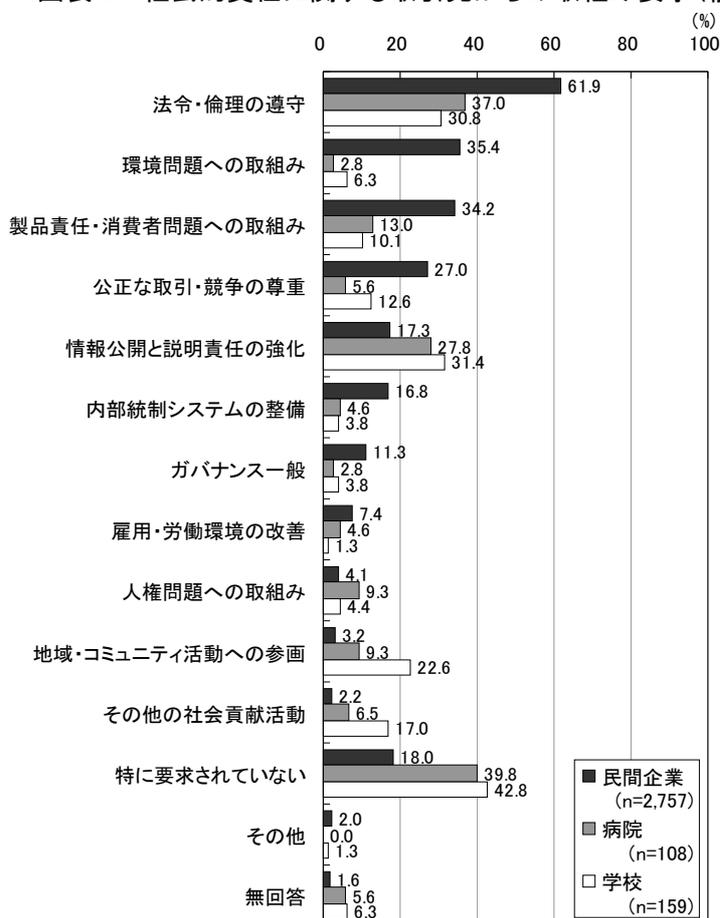


み」(10.1%)などが続く。

民間企業について従業員数別に比較すると(図表は省略)、「法令・倫理の遵守」、「環境問題への取組み」、「製品責任・消費者問題への取組み」、「公正な取引・競争の尊重」、「情報公開と説明責任の尊重」などでは、従業員数が多い企業ほど回答が多い傾向にある。

図表 31 社会的責任に関する取引先からの取組み要求(複数回答)



2. ステークホルダー・エンゲージメントの実施状況

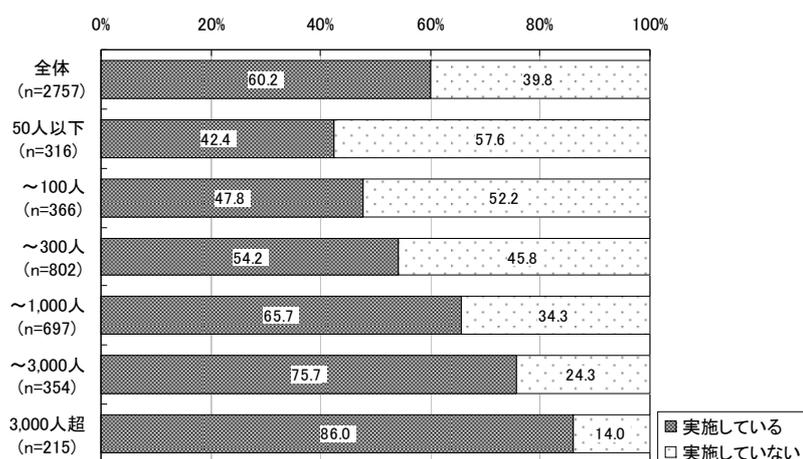
(1) ステークホルダー・エンゲージメントの実施有無

本調査では、企業等がステークホルダー（利害関係者）とのコミュニケーションを通じて、企業等への意見・要望などを把握し、相互理解や問題解決に向けて協力関係を築くことなどを「ステークホルダー・エンゲージメント」とする。

ステークホルダー・エンゲージメントの実施有無については、民間企業全体の約6割が「実施している」（60.2%）と回答している。

従業員数別に比較すると、従業員数が多い企業ほど、実施している割合が高くなっている。「実施している」と回答した企業は、50人以下の企業で42.4%、51人～100人の企業で47.8%と半数に満たないのに対し、101人～300人の企業で54.2%、301人～1,000人の企業で65.7%、1,001人～3,000人の企業で75.7%、3,000人超の企業で86.0%と、高い割合を示している。このように、従業員数が多い企業ほど、ステークホルダー・エンゲージメントを行っているといえよう。

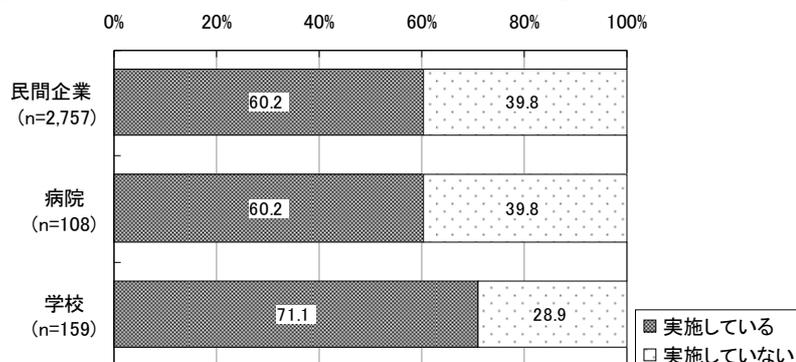
図表 32 ステークホルダー・エンゲージメントの実施有無(民間企業、従業員数別)(単一回答)



(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

病院では約6割（60.2%）、学校では約7割（71.1%）が「実施している」と回答した。

図表 33 ステークホルダー・エンゲージメントの実施状況(単一回答)



(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

(2) 対象ステークホルダー

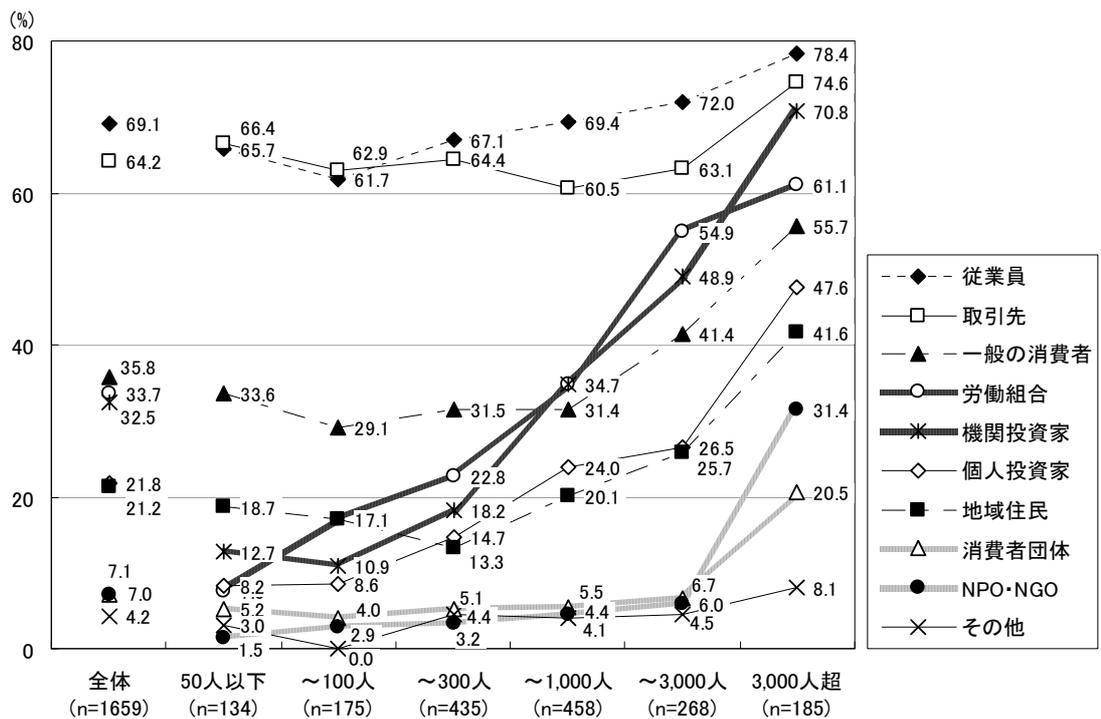
前問では、ステークホルダー・エンゲージメントの実施有無の状況を明らかにしたが、実施している民間事業者では、どのようなステークホルダーを対象としているのだろうか。

民間企業全体では、「従業員」(69.1%)、「取引先」(64.2%)が上位に挙げられた。次いで、「一般の消費者」(35.8%)、「労働組合」(33.7%)、「機関投資家」(32.5%)、「個人投資家」(21.8%)、「地域住民」(21.2%)などが続く。

従業員数別に比較すると、「一般の消費者」、「労働組合」、「機関投資家」、「個人投資家」、「地域住民」などでは、従業員数が多い企業で回答の割合が高くなっている。特に「労働組合」と「機関投資家」については、その傾向が顕著である。また、「消費者団体」、「NPO・NGO」については、民間企業全体では1割に満たないものの、3,000人超の企業ではそれぞれ20.5%、31.4%と高い割合を示している。一方、「従業員」や「取引先」については、従業員規模を問わず、対象ステークホルダーとして多く挙げられていることが分かる。

「従業員」や「取引先」のように従業員規模に関係なく重視されているものと、「労働組合」や「機関投資家」などのように従業員数が多い企業で重視されているものが存在する。

図表 34 対象ステークホルダー(民間企業、従業員数別)(複数回答)

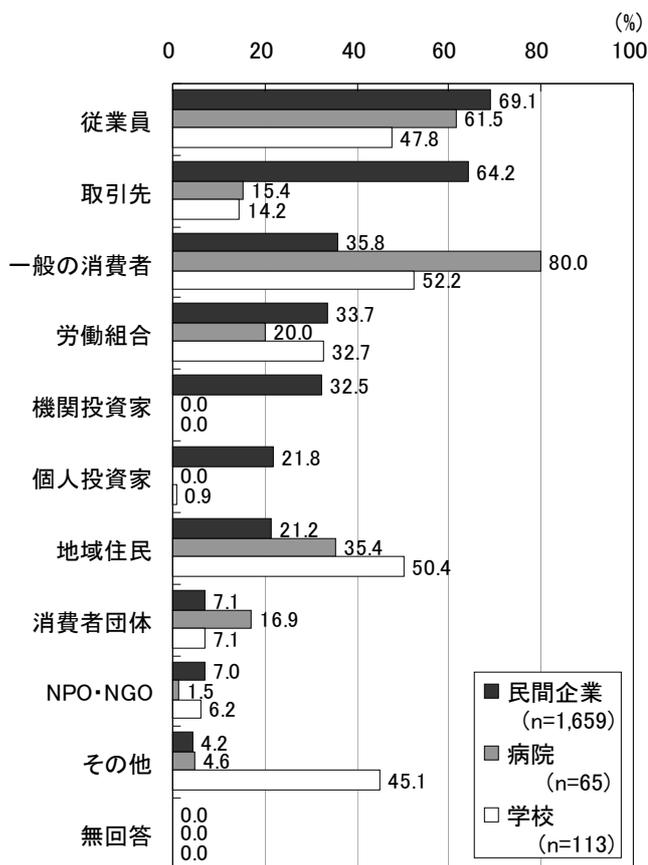


(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

病院では、「一般の消費者」(80.0%)、「従業員」(61.5%)との回答が多い。以下、「地域住民」(35.4%)、「労働組合」(20.0%)、「消費者団体」(16.9%)、「取引先」(15.4%)などが続く。

学校では、「一般の消費者」(52.2%)、「地域住民」(50.4%)、「従業員」(47.8%)が上位に並び、次いで、「労働組合」(32.7%)、「取引先」(14.2%)となっている。「その他」(45.1%)との回答も半数近くに達しており、自由回答の内訳をみると、「学生」、「保護者」が多く挙げられていた。

図表 35 対象ステークホルダー(複数回答)



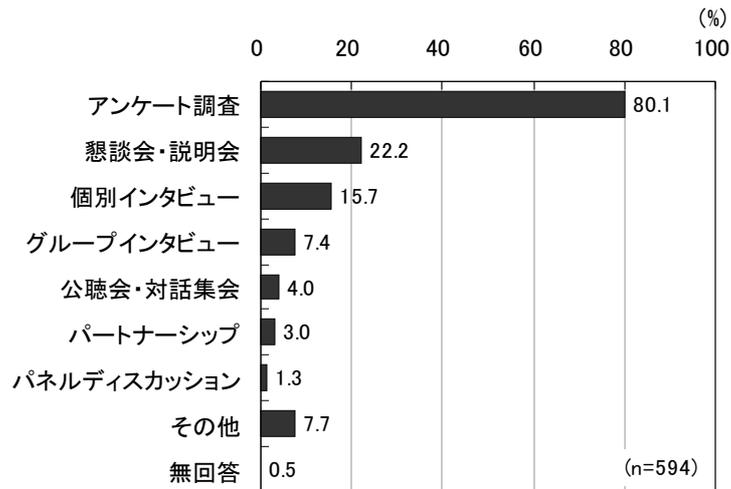
(3) 実施形態

ここからは、ステークホルダー・エンゲージメントはどのような形態で実施されているのか、対象とされるステークホルダーごとに見ていきたい。

■一般の消費者

一般の消費者に対して実施しているステークホルダー・エンゲージメントの内訳は(図表 36)、民間企業では、「アンケート調査」(80.1%)が圧倒的に多い。その他、「懇談会・説明会」(22.2%)、「個別インタビュー」(15.7%)などが続く。

図表 36 実施形態(一般の消費者)(民間企業)(複数回答)



病院では、民間企業と同様に「アンケート調査」が 48 件 (92.3%) と最も多かった。次いで、「懇談会・説明会」が 16 件 (30.8%)、「個別インタビュー」が 11 件 (21.2%) と続く。

学校では、「懇談会・説明会」が 43 件 (72.9%)、「アンケート調査」が 41 件 (69.5%) と並んでいる。以下、「個別インタビュー」が 12 件 (20.3%)、「公聴会・対話集会」が 9 件 (15.3%) となっている。

図表 37 実施形態(一般の消費者)(病院、学校)(複数回答)

	計	アンケート調査	懇談会・説明会	個別インタビュー	公聴会・対話集会
病院	52 100.0	48 92.3	16 30.8	11 21.2	5 9.6
学校	59 100.0	41 69.5	43 72.9	12 20.3	9 15.3

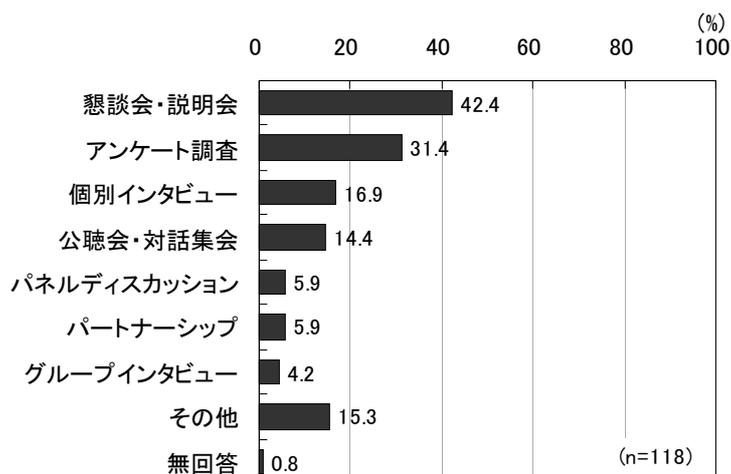
パネルディスカッション	パートナーシップ	グループインタビュー	その他	無回答
1	2	-	1	1
1.9	3.8	-	1.9	1.9
2	-	4	6	-
3.4	-	6.8	10.2	-

■消費者団体

消費者団体に対しては、民間企業では (図表 38)、「懇談会・説明会」(42.4%)、「アンケート調査」(31.4%) が上位に挙がっており、「個別インタビュー」(16.9%)、「公聴会」(14.4%) などが続く。

病院は (図表 39)、「懇談会・説明会」が 7 件 (63.6%)、「アンケート調査」が 4 件 (36.4%) であった。学校では、「懇談会・説明会」が 6 件 (75.0%) となっている。

図表 38 実施形態(消費者団体)(民間企業)(複数回答)



図表 39 実施形態(消費者団体)(病院、学校)(複数回答)

	計	懇談会・説明会	アンケート調査	公聴会・対話集会	パートナーシップ
病院	11	7	4	2	2
	100.0	63.6	36.4	18.2	18.2
学校	8	6	1	2	1
	100.0	75.0	12.5	25.0	12.5

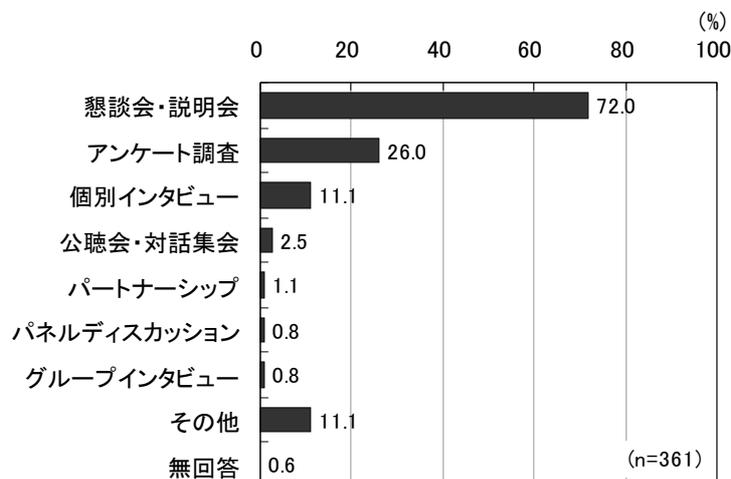
パネルディスカッション	個別インタビュー	グループインタビュー	その他	無回答
1	-	-	-	-
9.1	-	-	-	-
-	1	-	1	-
-	12.5	-	12.5	-

■個人投資家

個人投資家をみると、民間企業では、「懇談会・説明会」(72.0%)が圧倒的に多く、続いて「アンケート調査」(26.0%)、「個別インタビュー」(11.1%)となっている。

病院は0件、学校は1件であった。

図表 40 実施形態(個人投資家)(民間企業)(複数回答)

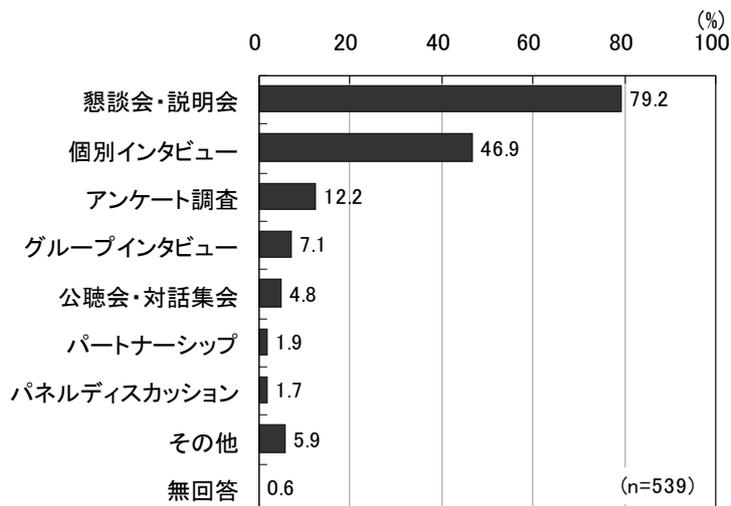


■機関投資家

機関投資家をみると、民間企業では、約8割が「懇談会・説明会」(79.2%)と回答した。また、「個別インタビュー」と回答した企業の割合も46.9%と多い。以下、「アンケート調査」(12.2%)、「グループインタビュー」(7.1%)と続く。

病院・学校では、機関投資家に対してステークホルダー・エンゲージメントを実施しているケースはなかった。

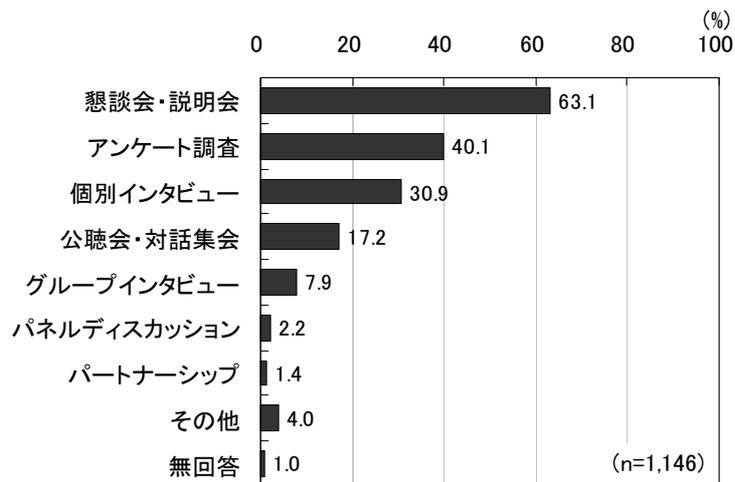
図表 41 実施形態(機関投資家)(民間企業)(複数回答)



■従業員

従業員をみると、民間企業では、「懇談会・説明会」(63.1%)が最も多く、「アンケート調査」(40.1%)、「個別インタビュー」(30.9%)、「公聴会・対話集会」(17.2%)の順となった。

図表 42 実施形態(従業員)(民間企業)(複数回答)



病院では(図表 43)、「懇談会・説明会」が25件(62.5%)、「アンケート調査」が24件(60.0%)とほぼ同数であった。次いで、「個別インタビュー」が13件(32.5%)、「公聴会・対話集会」が5件(12.5%)と続く。

学校では、「懇談会・説明会」が38件(70.4%)と最も多く、「アンケート調査」が22件(40.7%)、

「公聴会・対話集会」が15件（27.8%）、「個別インタビュー」が12件（22.2%）と続いている。

図表 43 実施形態(従業員)(病院、学校)(複数回答)

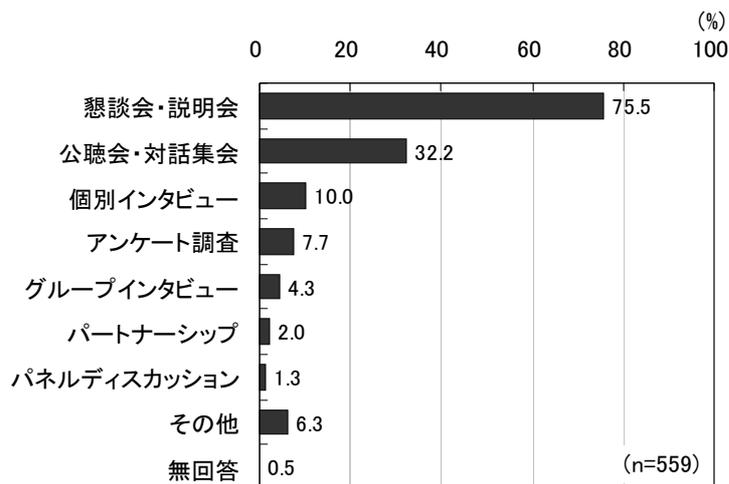
	計	懇談会・説明会	アンケート調査	個別インタ ビュー	公聴会・ 対話集会
病院	40	25	24	13	5
	100.0	62.5	60.0	32.5	12.5
学校	54	38	22	12	15
	100.0	70.4	40.7	22.2	27.8

パネル ディスカッション	グループ インタビュー	パートナーシッ プ	その他	無回答
4	4	1	1	-
10.0	10.0	2.5	2.5	-
-	4	1	4	-
-	7.4	1.9	7.4	-

■労働組合

労働組合をみると、民間企業では、「懇談会・説明会」（75.5%）が圧倒的に多く、「公聴会・対話集会」（32.2%）が続く。

図表 44 実施形態(労働組合)(民間企業)(複数回答)



病院では、母数が13件と少ないが、内訳をみると、「懇談会・説明会」が8件（61.5%）、「公聴会・対話集会」が6件（46.2%）、「パートナーシップ」が2件（15.4%）であった。

学校では、「懇談会・説明会」が22件（59.5%）と最も多く、「公聴会・対話集会」が14件（37.8%）であった。

図表 45 実施形態(労働組合)(病院、学校)(複数回答)

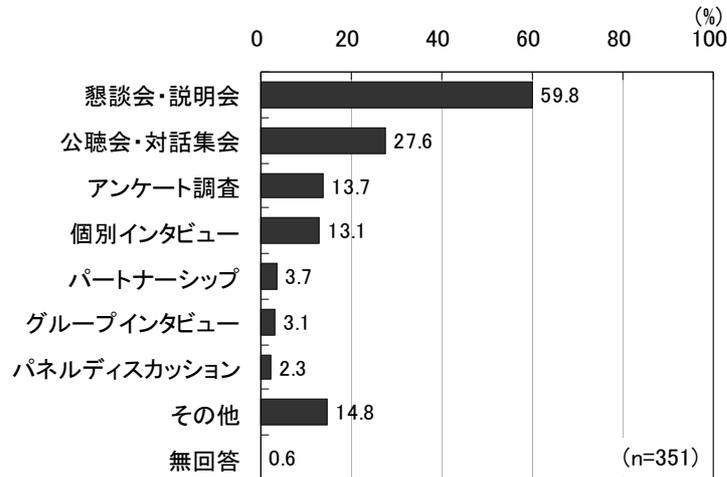
	計	懇談会・説明会	公聴会・ 対話集会	パートナーシッ プ	アンケート調査
病院	13	8	6	2	1
	100.0	61.5	46.2	15.4	7.7
学校	37	22	14	-	2
	100.0	59.5	37.8	-	5.4

パネル ディスカッション	グループ インタビュー	個別インタ ビュー	その他	無回答
1	1	-	-	-
7.7	7.7	-	-	-
-	-	-	7	-
-	-	-	18.9	-

■地域住民

地域住民をみると、民間企業の約6割が「懇談会・説明会」(59.8%)を実施している。次いで、「公聴会・対話集会」(27.6%)、「アンケート調査」(13.7%)、「個別インタビュー」(13.1%)が続く。「その他」(14.8%)の内訳をみると、「工場(会社)見学会」が多く挙げられていた。

図表 46 実施形態(地域住民)(民間企業)(複数回答)



病院では、「懇談会・説明会」が11件(47.8%)と最も多く、「アンケート調査」が8件(34.8%)、「公聴会・対話集会」が5件(21.7%)、「個別インタビュー」が3件(13.0%)であった。

学校では、「懇談会・説明会」が31件(54.4%)と最も多い。次いで、「公聴会・対話集会」が12件(21.1%)、「パートナーシップ」が11件(19.3%)、「アンケート調査」が9件(15.8%)と続く。

図表 47 実施形態(地域住民)(病院、学校)(複数回答)

	計	懇談会・説明会	アンケート調査	公聴会・対話集会	個別インタビュー
病院	23	11	8	5	3
	100.0	47.8	34.8	21.7	13.0
学校	57	31	9	12	3
	100.0	54.4	15.8	21.1	5.3

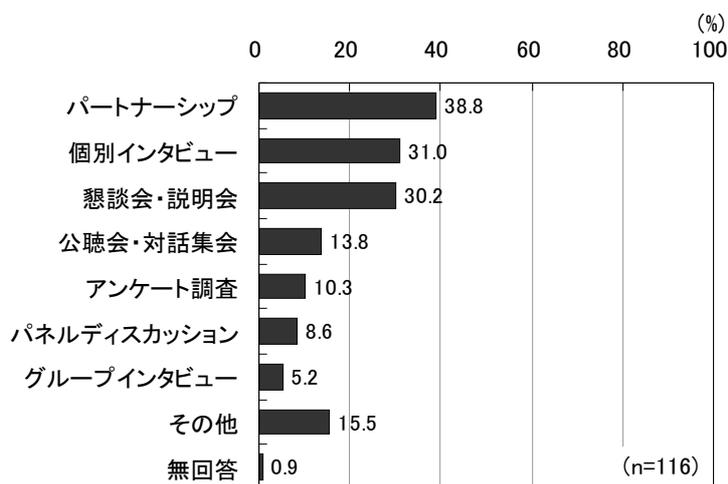
パネルディスカッション	グループインタビュー	パートナーシップ	その他	無回答
2	1	1	1	-
8.7	4.3	4.3	4.3	-
7	3	11	9	2
12.3	5.3	19.3	15.8	3.5

■NPO・NGO

NPO・NGOについては、民間企業では、「パートナーシップ」(38.8%)が最も多く、次いで「個別インタビュー」(31.0%)、「懇談会・説明会」(30.2%)が並んでいる。

病院は1件、学校は7件のみで、学校の内訳をみると、「パートナーシップ」が4件(57.1%)、「懇談会・説明会」が3件(42.9%)であった。

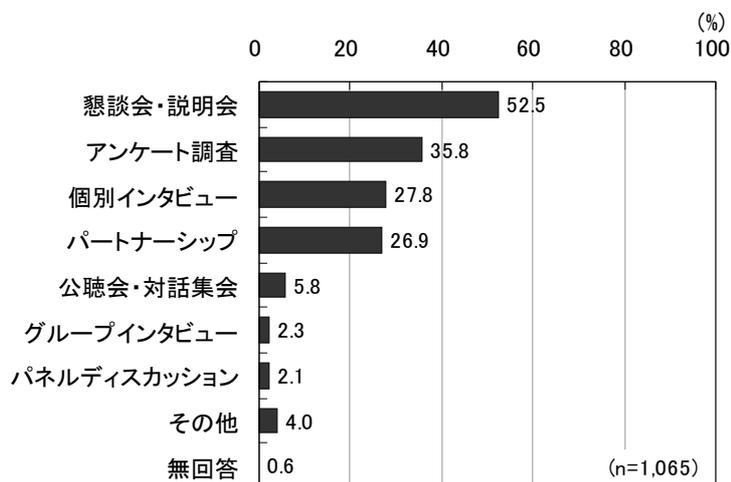
図表 48 実施形態(NPO・NGO)(民間企業)(複数回答)



■取引先

取引先をみると、民間企業では「懇談会・説明会」(52.5%)が最も多く、「アンケート調査」(35.8%)が続く。次いで、「個別インタビュー」(27.8%)、「パートナーシップ」(26.9%)が並んでいる。

図表 49 実施形態(取引先)(民間企業)(複数回答)



病院では(図表 50)、「個別インタビュー」が6件(60.0%)、「懇談会・説明会」が5件(50.0%)であった。学校では、「パートナーシップ」が10件(62.5%)と最も多く、「懇談会・説明会」が5件(31.3%)、「個別インタビュー」が4件(25.0%)と続く。

図表 50 実施形態(取引先)(病院、学校)(複数回答)

	計	個別インタ ビュー	懇談会・説明会	パートナーシッ プ	アンケート調査
病院	10 100.0	6 60.0	5 50.0	2 20.0	1 10.0
学校	16 100.0	4 25.0	5 31.3	10 62.5	2 12.5

グループ インタビュー	公聴会・ 対話集会	パネル ディスカッション	その他	無回答
1 10.0	-	-	-	-
-	-	-	1	-
-	-	6.3	-	-

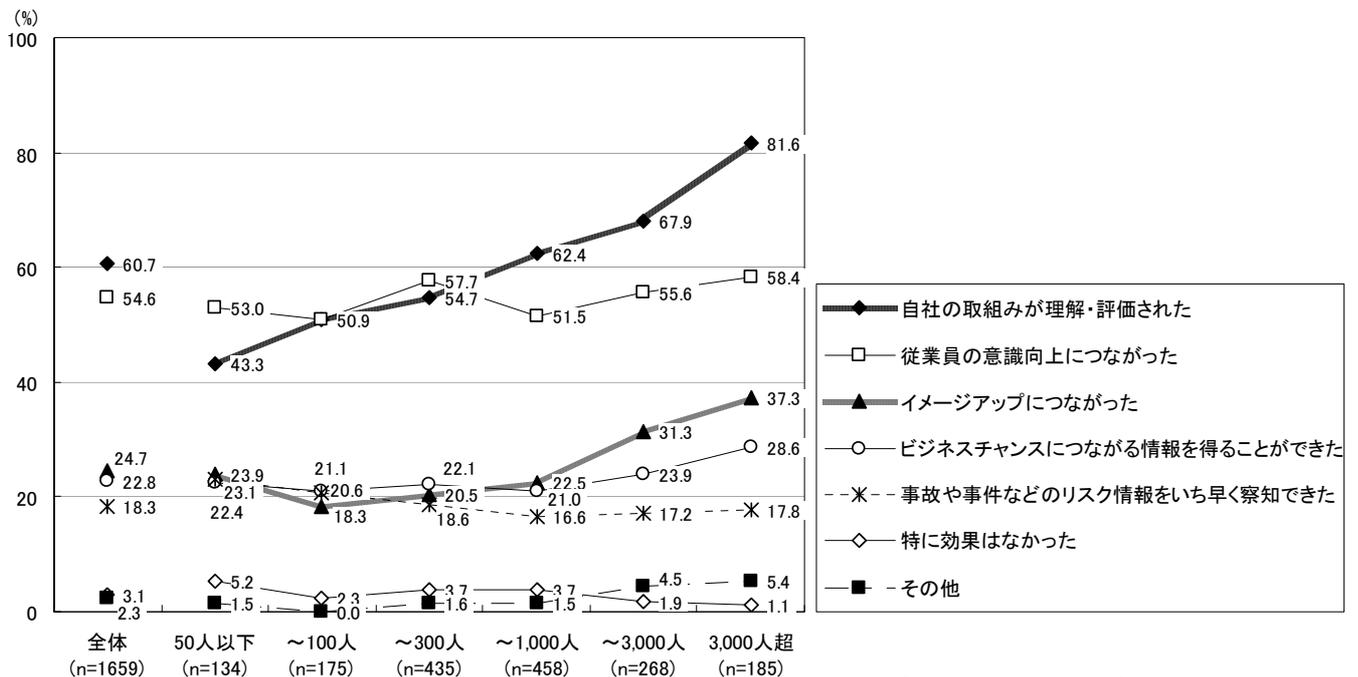
(4) ステークホルダー・エンゲージメントの効果

ステークホルダー・エンゲージメントを実施している民間事業者は実際にどのような効果を感じているだろうか。前問で「実施している」と回答した民間事業者に対して、効果として実感している具体的内容を尋ねた。

民間企業全体では、「自社の取組みが理解・評価された」(60.7%)、「従業員の意識向上につながった」(54.6%)が上位に挙げられた。次いで、「イメージアップにつながった」(24.7%)、「ビジネスチャンスにつながる情報を得ることができた」(22.8%)、「事故や事件などのリスク情報をいち早く察知できた」(18.3%)などが続く。

従業員数別にみると、「自社の取組みが理解・評価された」では、従業員数が多い企業ほど回答の割合が高くなっている。また、「イメージアップにつながった」でも同様の傾向がみられ、1,001人～3,000人の企業で31.3%、3,000人超の企業で37.3%と、比較的高い割合を示している。「特に効果はなかった」と回答した割合は、従業員規模によらず全般的に低く、ほとんどの企業が何らかの効果を実感していることが分かる。

図表 51 ステークホルダー・エンゲージメントの効果(民間企業、従業員数別)(複数回答)



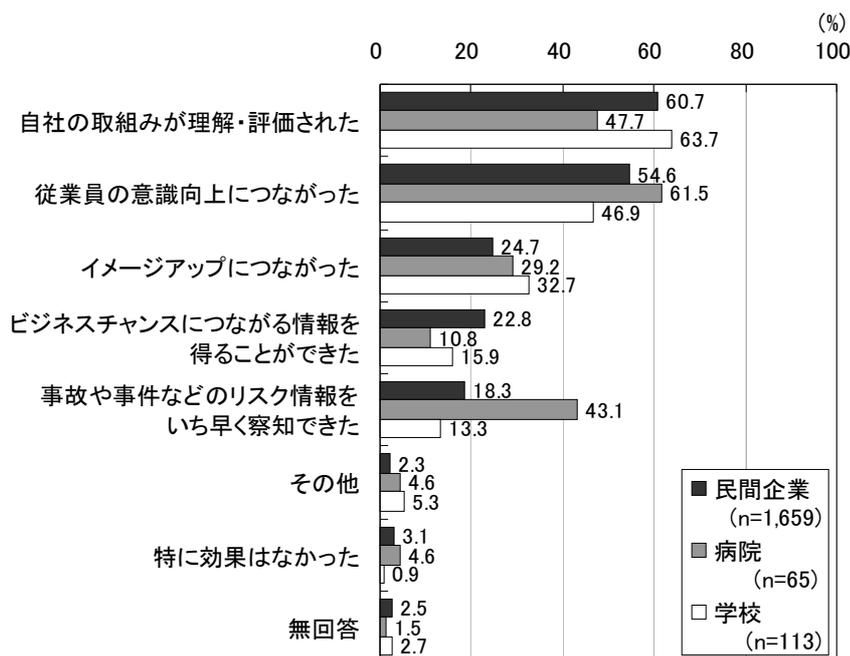
(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

病院では、「従業員の意識向上につながった」(61.5%)が最も多く、「自社の取組みが理解・評価された」(47.7%)、「事故や事件などのリスク情報をいち早く察知できた」(43.1%)、「イメージアップにつながった」(29.2%)と続いた。「事故や事件などのリスク情報をいち早く察知できた」と回答した割合については、民間企業・学校と比較して高くなっており、リスク情報を重視している病院が多いことがうかがえる。

学校では、「自社の取組みが理解・評価された」(63.7%)が最も多く、「従業員の意識向上につながった」(46.9%)、「イメージアップにつながった」(32.7%)、「ビジネスチャンスにつながる情報を得ることができた」(15.9%)の順となった。

組織形態によらず、「特に効果はなかった」との回答は非常に少数であった。

図表 52 ステークホルダー・エンゲージメントの効果(複数回答)



(5) ステークホルダー・エンゲージメントを実施しない理由

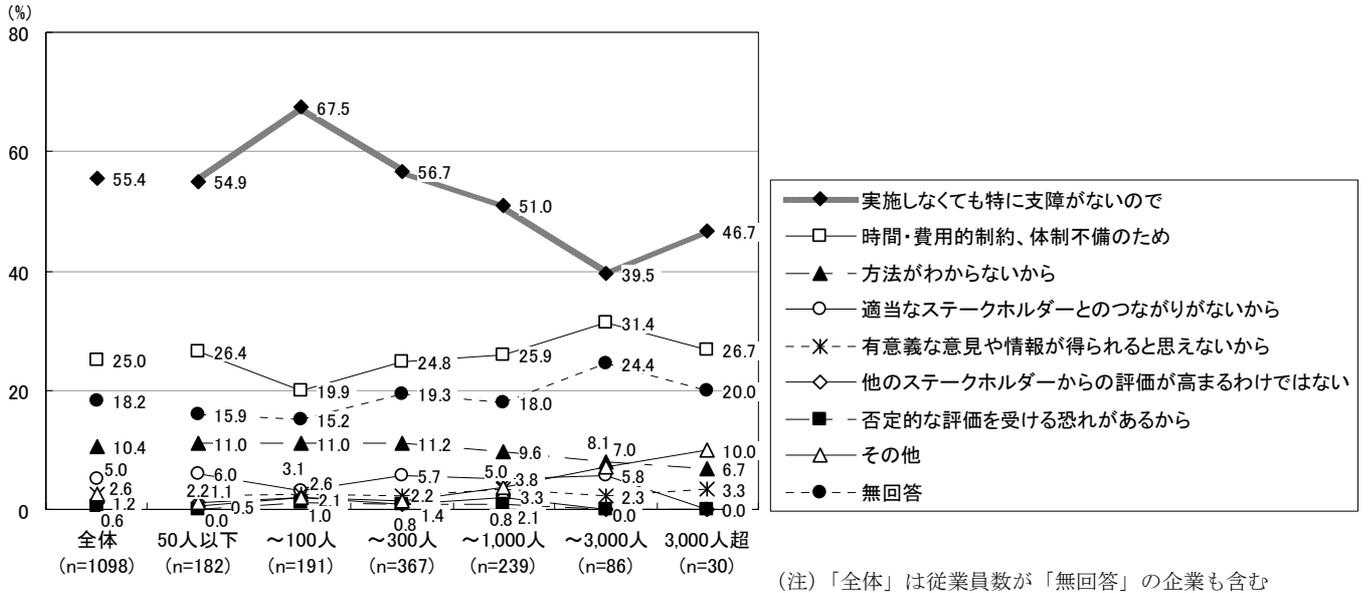
先の分析で、民間企業・病院の約6割、学校の約7割が何らかのステークホルダー・エンゲージメントを実施していることが分かった。それでは、ステークホルダー・エンゲージメントを実施していない民間事業者は、どのような理由で実施していないのだろうか。

民間企業全体では(図表 53)、「実施しなくても特に支障がないので」(55.4%)が最も多く、過半数に上っている。次いで、「時間・費用的制約・体制不備のため」(25.0%)、「方法がわからないから」(10.4%)などが続く。

従業員数別にみると、「実施しなくても支障がないので」と回答した割合は、51人~100人の企業で67.5%と最も高くなっている。次いで、101人~300人の企業が56.7%、50人以下の企業が54.9%と続いており、比較的従業員数が少ない企業で高い傾向にあることが分かる。その他の理由については、従業員規模による大きな差は見られない。

このように、ステークホルダー・エンゲージメントを実施していない企業は、実施する必要性を特に感じていないケースが多く、その傾向は従業員数が少ない企業で強いと言える。

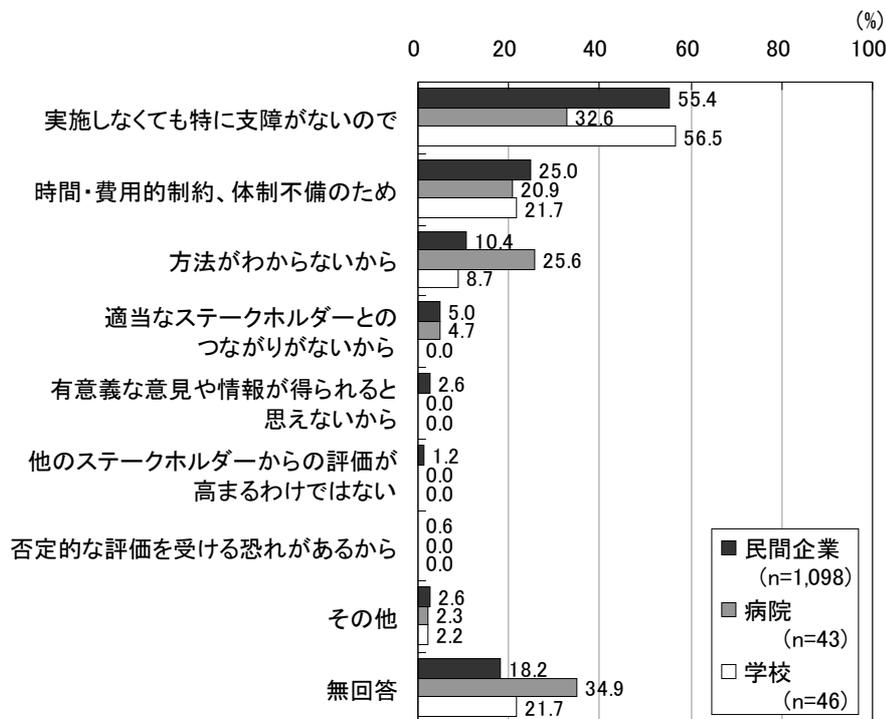
図表 53 ステークホルダー・エンゲージメントを実施しない理由(民間企業、従業員数別)(複数回答)



病院では、「無回答」が 34.9%を占めているものの、「実施しなくても特に支障がないので」(32.6%)、「方法がわからないから」(25.6%)、「時間・費用的制約・体制不備のため」(20.9%)との回答が多い。

学校では、「実施しなくても特に支障がないので」(56.5%)が最も多く、「時間・費用的制約・体制不備のため」(21.7%)が続いた。

図表 54 ステークホルダー・エンゲージメントを実施しない理由(複数回答)



3. 社会的責任報告書の発行状況

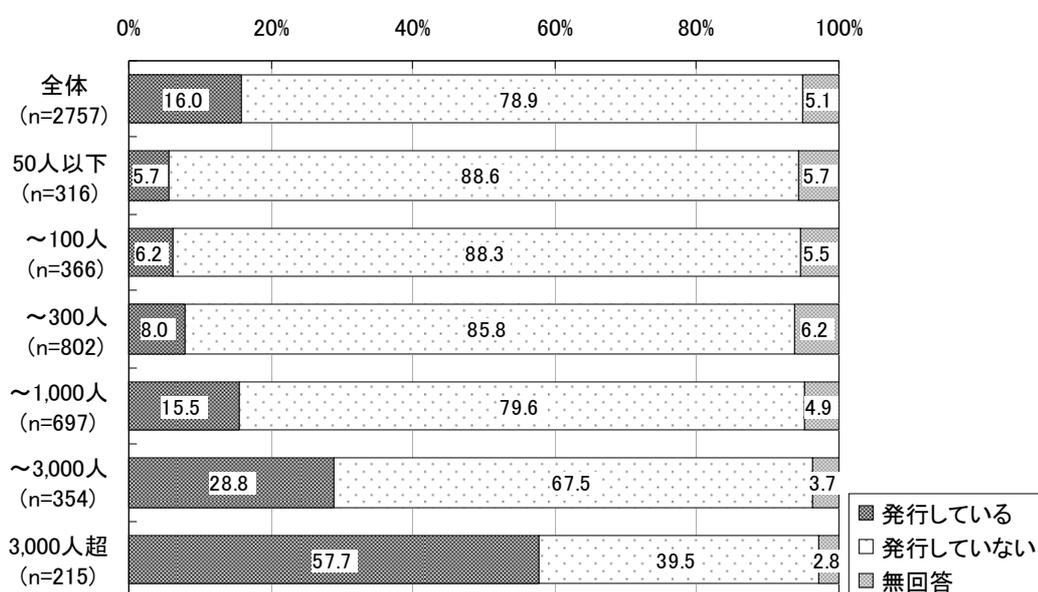
(1) 社会的責任報告書の発行状況及び報告書の名称

ここでは、社会的責任報告書を発行している民間事業者はどの程度か、また、どのような名称の報告書が発行されているのかを明らかにしていきたい。

民間企業全体では、「発行している」との回答は 16.0%にとどまっており、「発行していない」(78.9%) が約 8 割を占めている。

従業員数別に比較すると、従業員数が多い企業ほど発行している割合が高い傾向にあることが分かる。300 人以下の企業では 1 割に満たないが、301 人～1,000 人の企業では 15.5%、1,001 人～3,000 人の企業では 28.8%、3,000 人超の企業では 57.7%となっている。

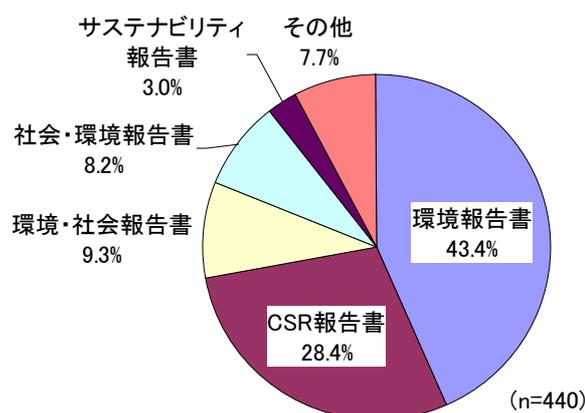
図表 55 社会的責任報告書の発行状況(単一回答)



(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

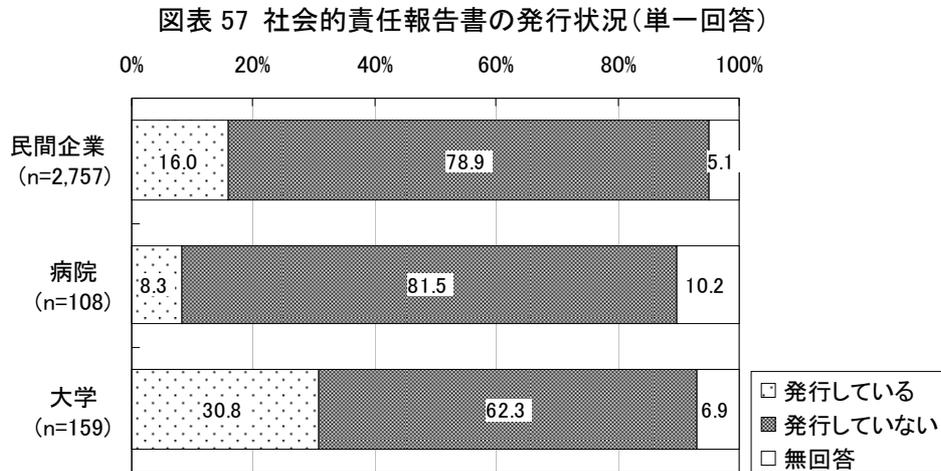
報告書の名称については、民間企業の 4 割強が「環境報告書」(43.4%)、3 割弱が「CSR 報告書」(28.4%) と回答している。以下、「環境・社会報告書」(9.3%)、「社会・環境報告書」(8.2%)、「サステナビリティ報告書」(3.0%) と続く。

図表 56 社会的責任報告書の名称(民間企業)(単一回答)



病院では、「発行している」(8.3%)との回答が1割に満たない。一方、学校では、3割が「発行している」(30.8%)と回答している。

報告書の名称をみると(図表は省略)、病院(n=9)では、「CSR 報告書」が4件(44.4%)、「社会・環境報告書」が3件(33.3%)であった。学校(n=49)では、「環境報告書」(42.9%)と「その他」(51.0%)が並んだ。

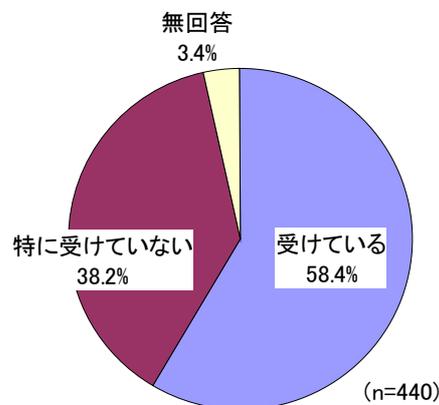


(2) 社会的責任報告書に係る第三者評価

社会的責任報告書の客観性を確保するためには第三者による評価を受けることが有効である。ここでは、社会的責任報告書を「発行している」と回答した民間事業者について、第三者評価の実施状況を見ていく。

まず、第三者評価の実施有無をみると、民間企業全体では、「受けている」(58.4%)との回答が約6割、「受けていない」(38.2%)との回答が約4割となっている。病院(n=9)では「受けている」が5件(55.6%)、学校(n=49)では38件(77.6%)であった。

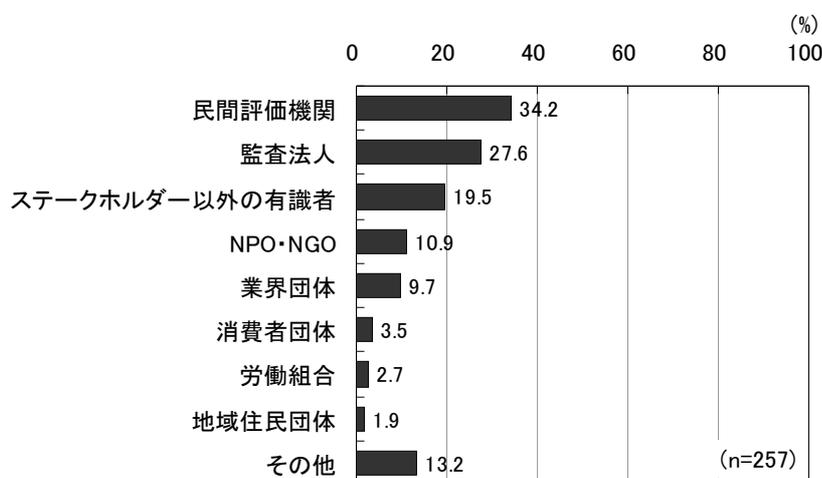
図表 58 社会的責任報告書に係る第三者評価の有無(民間企業)(単一回答)



次に第三者評価の依頼先については、民間企業では(図表 59)、「民間評価機関」(34.2%)が最も多く、「監査法人」(27.6%)、「ステークホルダー以外の有識者」(19.5%)、「NPO・NGO」(10.9%)、「業界団体」(9.7%)などが続く。病院では、「民間評価機関」が2件(40.0%)で、「監査法人」、

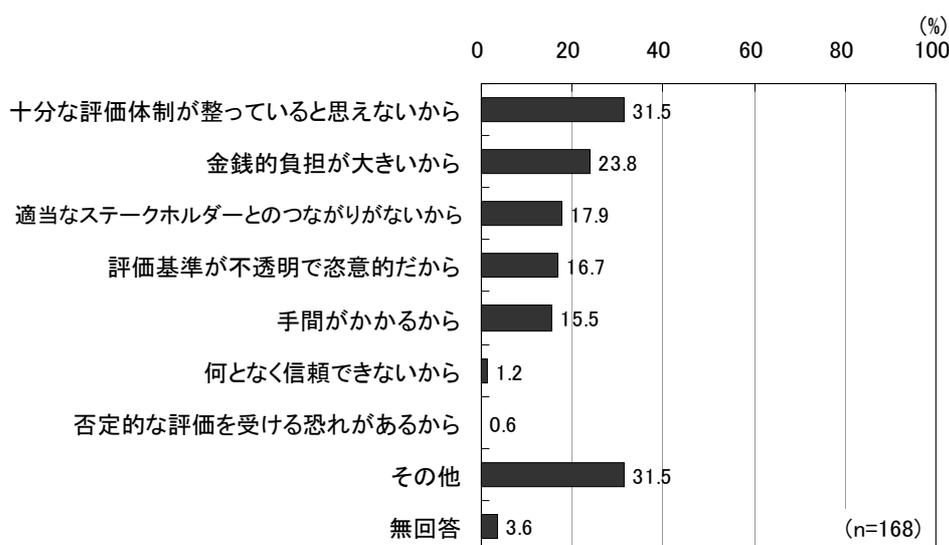
「ステークホルダー以外の有識者」、「地域住民」、「労働組合」が1件（20.0%）であった。学校では、「監査法人」が13件（34.2%）、「民間評価機関」が12件（31.6%）と比較的多く、「業界団体」が7件（18.4%）と続いている。

図表 59 社会的責任報告書に係る第三者評価の依頼先(民間企業)(複数回答)



第三者評価を「特に受けていない」と回答した民間事業者に対して、その理由を尋ねた。民間企業では、「十分な評価体制が整っていないから」（31.5%）が最も多く、以下、「金銭的負担が大きいから」（23.8%）、「適当なステークホルダーとのつながりがないから」（17.9%）、「評価基準が不透明で恣意的だから」（16.7%）、「手間がかかるから」（15.5%）と続いている。「何となく信頼できないから」（1.2%）、「否定的な評価を受ける恐れがあるから」（0.6%）との回答は非常に少数であった。また、約3割が「その他」（31.5%）と回答しており、その内訳をみると、「必要性を感じない」、「今後の検討課題である」、「親会社に任せている」などが挙げられていた。

図表 60 第三者評価を受けない理由(民間企業)(複数回答)



病院 (n=3) では、「適当なステークホルダーとのつながりがないから」が2件 (66.7%)、「評価基準が不透明で恣意的だから」と「十分な評価体制が整っていると思えないから」が1件 (33.3%)であった。

学校 (n=11) では、「金銭的負担が大きいから」が4件 (36.4%)と最も多かった。

(3) 社会的責任報告書の記載内容

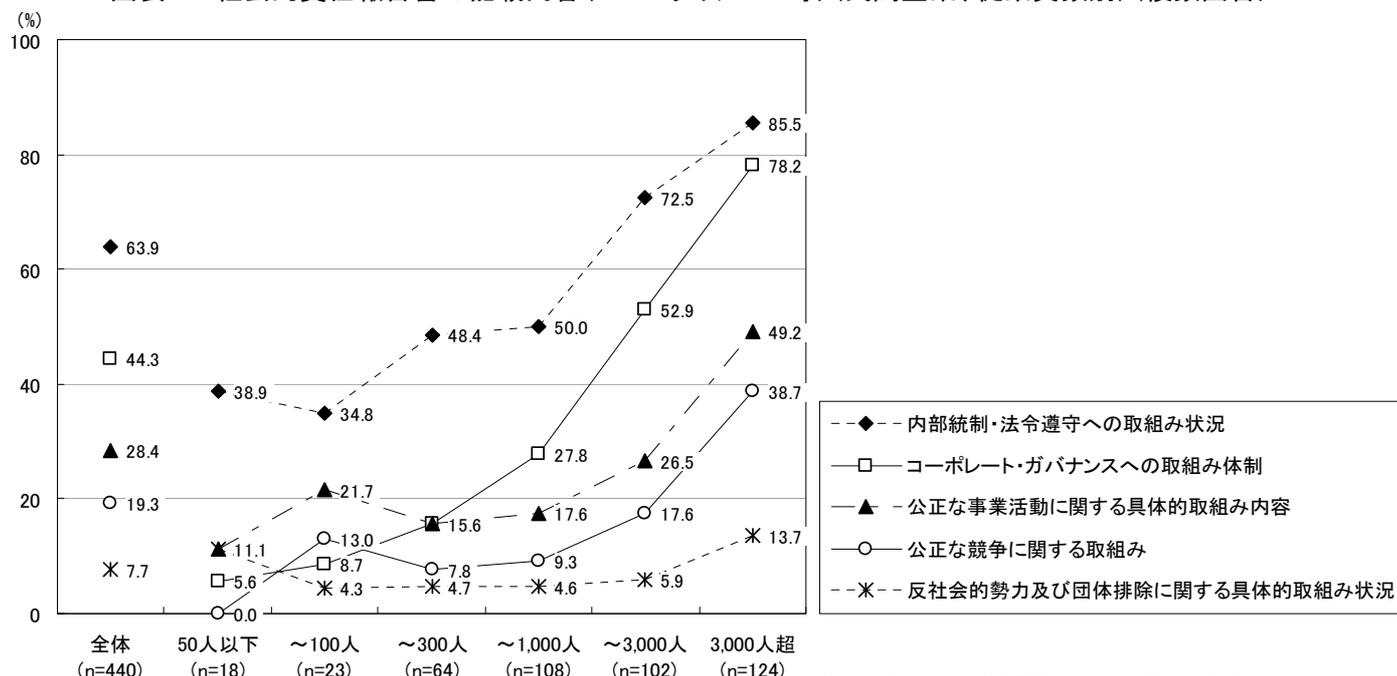
社会的責任報告書を「発行している」と回答した民間事業者に対して、具体的な記載内容を尋ねた。社会的責任に対する取組みを「コンプライアンス等」、「環境」、「人権」、「雇用・労働」、「その他」に分類し、順に見ていくこととする。

■コンプライアンス等

コンプライアンス等に関する記載について、民間企業全体では、「内部統制・法令遵守への取組み状況」(63.9%)が最も多く、「コーポレート・ガバナンスへの取組み体制」(44.3%)、「公正な事業活動に関する具体的取組み内容」(28.4%)、「公正な競争に関する取組み」(19.3%)、「反社会的勢力及び団体排除に関する具体的取組み状況」(7.7%)が続いた。

従業員数別にみると、全般的に従業員数が多い企業ほど記載している割合が高い傾向にある。

図表 61 社会的責任報告書の記載内容(コンプライアンス等)(民間企業、従業員数別)(複数回答)



病院 (n=9) では、「内部統制・法令遵守への取組み状況」が6件 (66.7%)、「公正な事業活動に関する具体的取組み内容」が3件 (33.3%)であった。

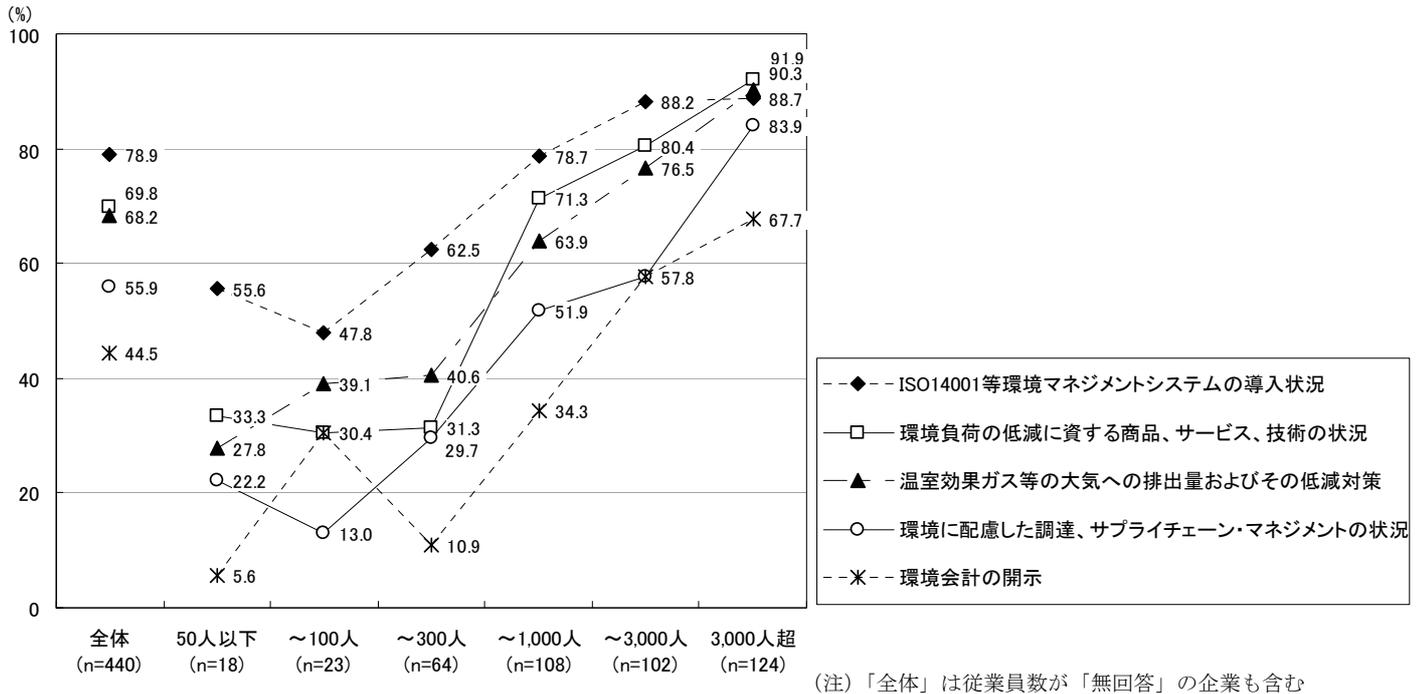
学校 (n=49) では、「内部統制・法令遵守への取組み状況」が15件 (30.6%)、「公正な事業活動に関する具体的取組み内容」が12件 (24.5%)、「コーポレート・ガバナンスへの取組み体制」が7件 (14.3%)と続いた。「反社会的勢力及び団体排除に関する具体的取組み状況」との回答はなかった。

■環境

環境については、民間企業全体の約8割が「ISO14001等環境マネジメントシステムの導入状況」(78.9%)と回答している。また、「環境負荷の低減に資する商品、サービス、技術の状況」(69.8%)、「温室効果ガス等の大気への排出量およびその低減対策」(68.2%)も7割近くに上っている。次いで、「環境に配慮した調達、サプライチェーン・マネジメントの状況」(55.9%)、「環境会計の開示」(44.5%)が続く。

従業員数別にみると、全般的に従業員数が多い企業ほど記載している割合が高い傾向にある。

図表 62 社会的責任報告書の記載内容(環境)(民間企業、従業員数別)(複数回答)



病院 (n=9) では、「環境負荷の低減に資する商品、サービス、技術の状況」が2件 (22.2%)で、「ISO14001等環境マネジメントシステムの導入状況」と「環境会計の開示」が共に1件 (11.1%)であった。

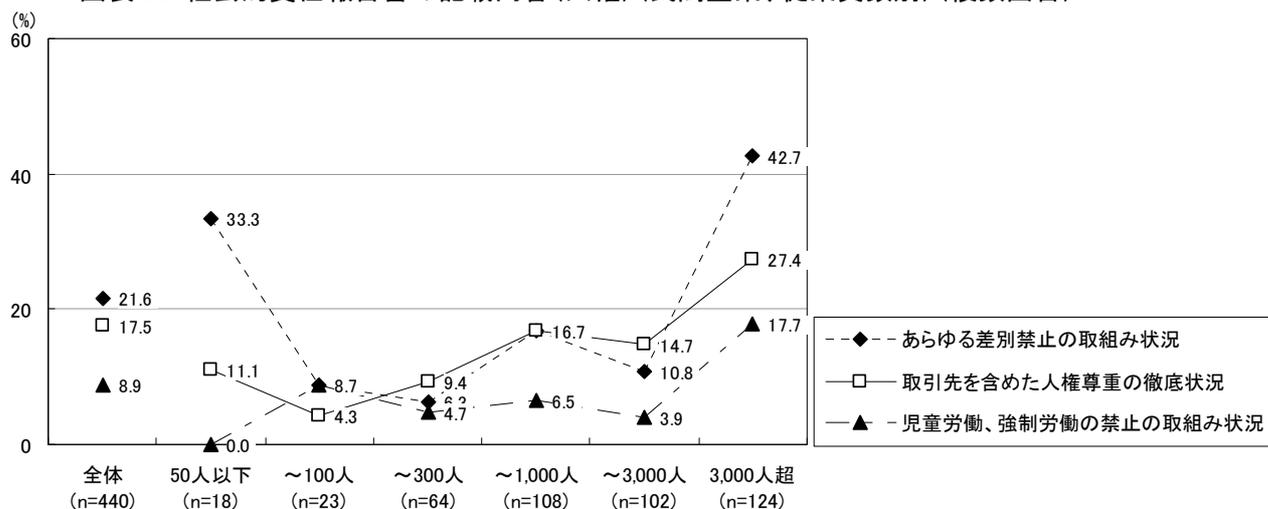
学校 (n=49) では、「温室効果ガス等の大気への排出量およびその低減対策」が17件 (34.7%)と最も多く、以下、「環境に配慮した調達、サプライチェーン・マネジメントの状況」が14件 (28.6%)、「環境負荷の低減に資する商品、サービス、技術の状況」が12件 (24.5%)、「ISO14001等環境マネジメントシステムの導入状況」が7件 (14.3%)と続く。「環境会計の開示」との回答はなかった。

■人権

人権に関する記載内容をみると、民間企業全体では (図表 63)、「あらゆる差別禁止の取組み状況」(21.6%)、「取引先を含めた人権尊重の徹底状況」(17.5%)、「児童労働、強制労働の禁止の取組状況」(8.9%)の順となった。最も多い「あらゆる差別禁止の取組み状況」でも2割程度にとどまっており、他の分野と比べると、記載している企業の割合が低いことが分かる。

従業員数別にみると、全ての記載内容において、3,000人超の企業の割合が最も高くなっている。

図表 63 社会的責任報告書の記載内容(人権)(民間企業、従業員数別)(複数回答)



(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

病院 (n=9) では、「取引先を含めた人権尊重の徹底状況」が4件 (44.4%)、「あらゆる差別禁止の取組み状況」は1件 (11.1%) であった。

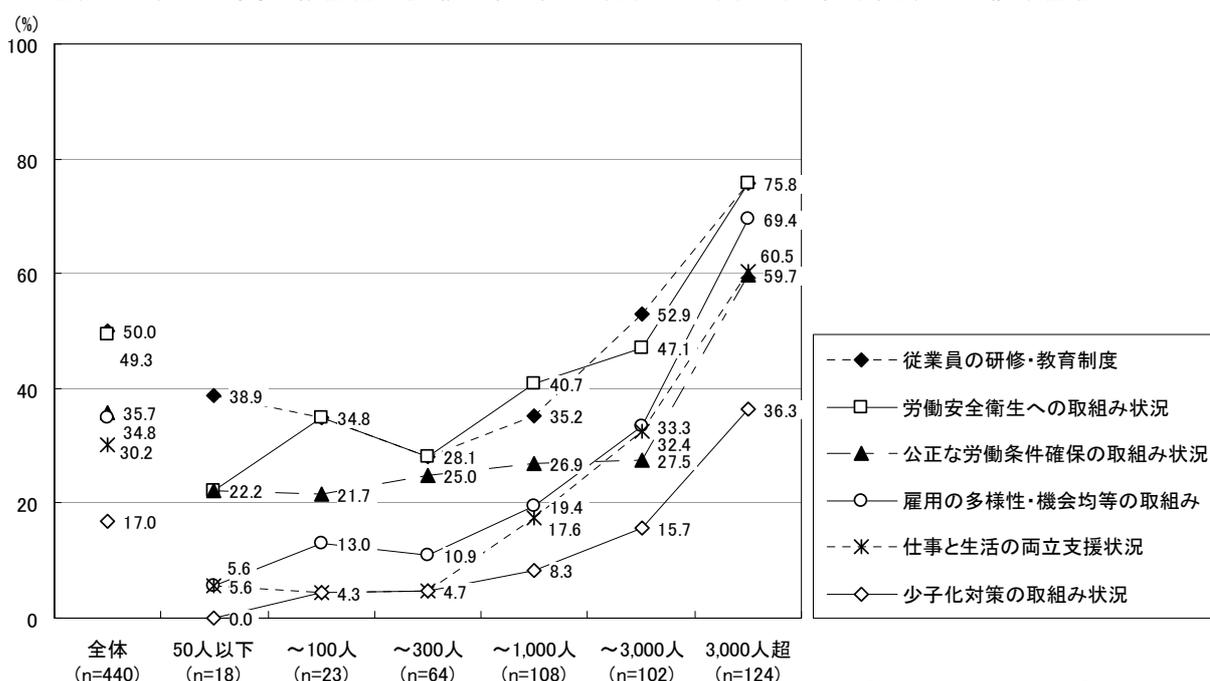
学校 (n=49) では、最も多い「取引先を含めた人権尊重の徹底状況」が8件 (16.3%) で、「あらゆる差別禁止の取組み状況」はわずか1件 (2.0%) であった。「取引先を含めた人権尊重の徹底状況」との回答はなかった。

■雇用・労働

雇用・労働については、民間企業全体の約半数が「従業員の研修・教育制度」(50.0%)と「労働安全衛生への取組み状況」(49.3%)と回答している。次いで、「公正な労働条件確保の取組み状況」(35.7%)、「雇用の多様性・機会均等の取組み」(34.8%)、「仕事と生活の両立支援状況」(30.2%)が続く。「少子化対策の取組み状況」(17.0%)は2割に満たなかった。

従業員数別にみると、全般的に従業員数が多い企業ほど記載している比率が高い傾向にある。

図表 64 社会的責任報告書の記載内容(雇用・労働)(民間企業、従業員数別)(複数回答)



(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

病院 (n=9) では、「従業員の研修・教育制度」が8件 (88.9%) で最も多く、「労働安全衛生への取組み状況」が3件 (33.3%)、「公正な労働条件確保の取組み状況」と「仕事と生活の両立支援状況」が共に2件 (22.2%)、「雇用の多様性・機会均等の取組み」が1件 (11.1%) であった。「少子化対策の取組み状況」との回答はなかった。

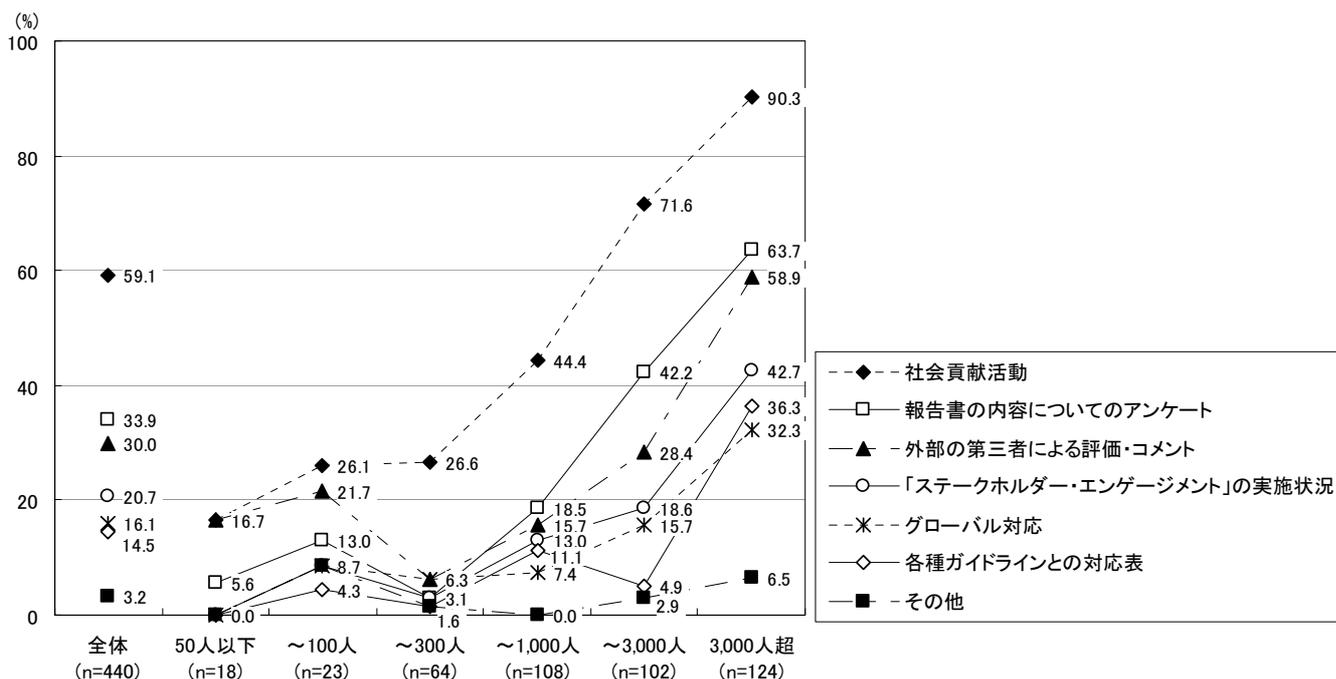
学校 (n=49) では、「従業員の研修・教育制度」が13件 (26.5%) で最も多い。以下、「労働安全衛生への取組み状況」が3件 (6.1%)、「公正な労働条件確保の取組み状況」と「少子化対策の取組み状況」が共に2件 (4.1%)、「雇用の多様性・機会均等の取組み」が1件 (2.0%) と続く。「仕事と生活の両立支援状況」との回答はなかった。

■その他

上記以外の記載内容をみると、民間企業全体では、「社会貢献活動」(59.1%) が最も多く、次いで、「報告書の内容についてのアンケート」(33.9%)、「外部の第三者による評価・コメント」(30.0%)、「ステークホルダー・エンゲージメント」の実施状況」(20.7%) などが続く。

従業員数別にみると、全般的に従業員数が多い企業ほど記載している割合が高い。特に 3,000 人超の企業では、「社会貢献活動」を記載している割合が 9 割に上っている。

図表 65 社会的責任報告書の記載内容(その他)(民間企業、従業員数別)(複数回答)



病院 (n=9) では、「各種ガイドラインとの対応表」が5件 (55.6%)、「外部の第三者による評価・コメント」が3件 (33.3%) であった。その他、「社会貢献活動」、「報告書の内容についてのアンケート」、「ステークホルダー・エンゲージメント」の実施状況」が2件 (22.2%) と同数で並んでいる。

学校 (n=49) では、「社会貢献活動」が23件 (46.9%)、「外部の第三者による評価・コメント」が11件 (22.4%) であった。

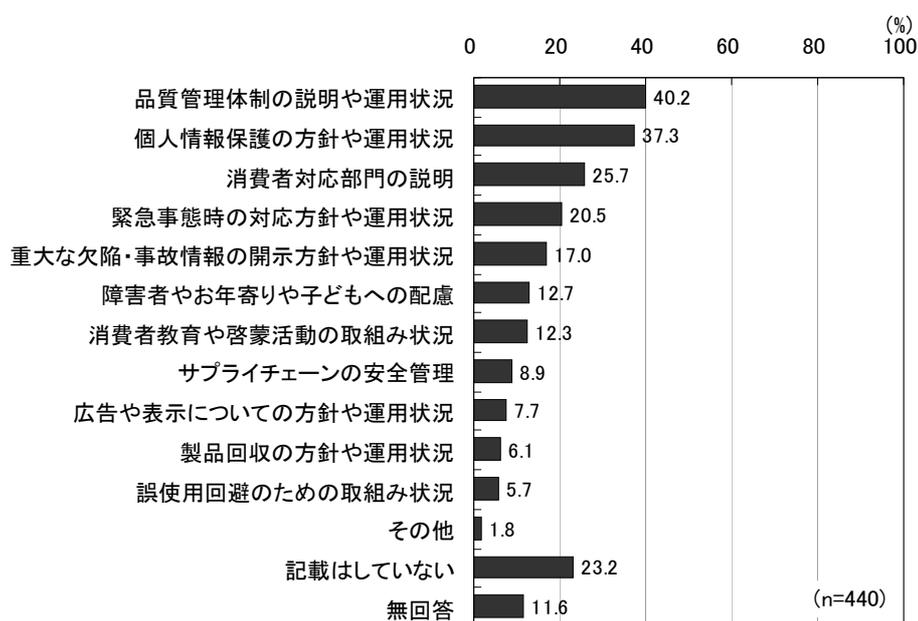
(4) 製品（サービス）責任・消費者問題についての記載内容

ここでは、「製品（サービス）責任・消費者問題」に焦点を当て、社会的責任報告書にどのような取組み内容を記載をしているのかを詳しく見ていきたい。

民間企業全体では、「品質管理体制の説明や運用状況」（40.2%）と「個人情報保護の方針や運用状況」（37.3%）が上位に並んでいる。次いで、「消費者対応部門の説明」（25.7%）、「緊急事態時の対応方針や運用状況」（20.5%）などが続く。一方、「記載はしていない」（23.2%）と回答した企業も2割を超えている。

従業員数別に比較すると（図表は省略）、上位に並んでいる「品質管理体制の説明や運用状況」、「個人情報保護の方針や運用状況」、「消費者対応部門の説明」などは、従業員規模が大きいほど回答した企業の割合が高い傾向にある。

図表 66 製品（サービス）責任・消費者問題についての記載内容（民間企業）（複数回答）



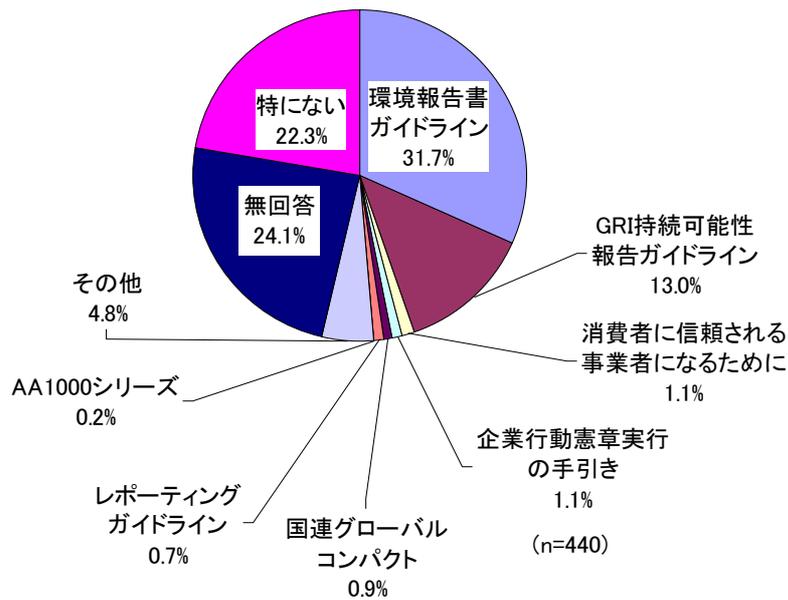
病院（n=9）では、「個人情報保護の方針や運用状況」が7件（77.8%）と最も多く、「消費者対応部門の説明」も5件（55.6%）と過半数が回答している。その他、「消費者対応部門の説明」、「緊急事態時の対応方針や運用状況」、「障害者やお年寄りや子どもへの配慮」が4件（44.4%）で並んだ。

学校（n=49）では、全般的に回答数が少なく、最も多い「消費者対応部門の説明」でも11件（22.4%）にとどまった。一方、「記載していない」が10件（20.4%）、「無回答」が15件（30.6%）であった。

(5) 社会的責任報告書を作成する際に参考にしたガイドライン・文書

社会的責任報告書を作成する際に参考にしたガイドライン・文書を1つだけ回答してもらったところ、民間企業では（図表 67）、「環境報告書ガイドライン（環境省）」（31.7%）が最も多く、「GRI 持続可能性報告ガイドライン（GRI）」（13.0%）が続いた。他のガイドライン・文書の回答は極めて少なく、この2つに集中していることが分かる。一方、「特になし」（22.3%）との回答も2割超を占めている。

図表 67 社会的責任報告書を作成する際に参考にしたガイドライン・文書(民間企業)(単一回答)



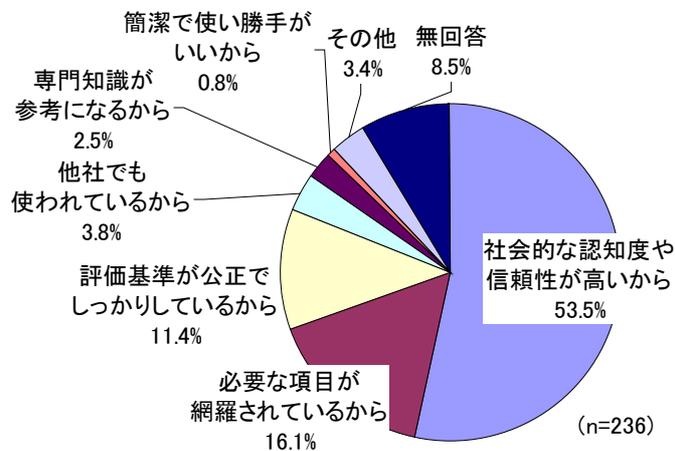
病院では (n=9)、「特にない」が6件 (66.7%) で、「消費者に信頼される事業者になるために」、「レポーティングガイドライン」、「無回答」が1件 (11.1%) であった。

学校では (n=49)、約3割が「環境報告書ガイドライン」(30.6%) と回答した。「その他」(22.4%) も約2割で、その内訳をみると、「自己点検・評価報告書」が多く挙げられていた。一方、「特にない」(34.7%) との回答も約1/3を占めている。

以上、社会的責任報告書を作成する際に参考にしたガイドライン・文書を確認したが、それでは、どのような理由でそのガイドライン・文書を参考にしたのだろうか。

民間企業では、「社会的な認知度や信頼性が高いから」(53.5%) が最も多く、過半数を占めた。その他、「必要な項目が網羅されているから」(16.1%)、「評価基準が公正でしっかりしているから」(11.4%) などが続いている。

図表 68 ガイドライン・文書を参考にした理由(民間企業)(単一回答)



病院では、「社会的な認知度や信頼性が高いから」と「他社でも使われているから」が共に1件（50.0%）であった。

学校では、「社会的な認知度や信頼性が高いから」が11件（40.7%）と最も多く、「必要な項目が網羅されているから」が7件（25.9%）、「評価基準が公正でしっかりしているから」が3件（11.1%）と続いた。

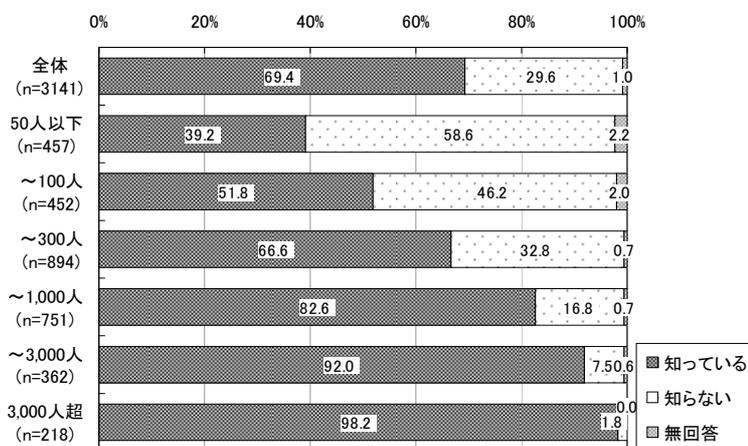
4. 内部通報制度の導入状況

(1) 「公益通報者保護法」の認知度

「公益通報者保護法」は解雇等の不利益な取扱いから保護するとともに、事業者等の法令遵守経営を推進することを目的として平成 18 年 4 月に施行されたものである。ここでは、どの程度の民間事業者が「公益通報者保護法」を知っているのか（「公益通報者保護法」の認知度）を見ていく。

民間企業全体では約 7 割が「知っている」（69.4%）と回答した。従業員数別に比較すると、50 人以下の企業では 39.2%と 4 割に満たないが、従業員数が多くなるほど割合が高くなり、3,000 人超の企業では 98.2%に達している。このように、従業員数が多い企業ほど認知度が高い状況となっている。

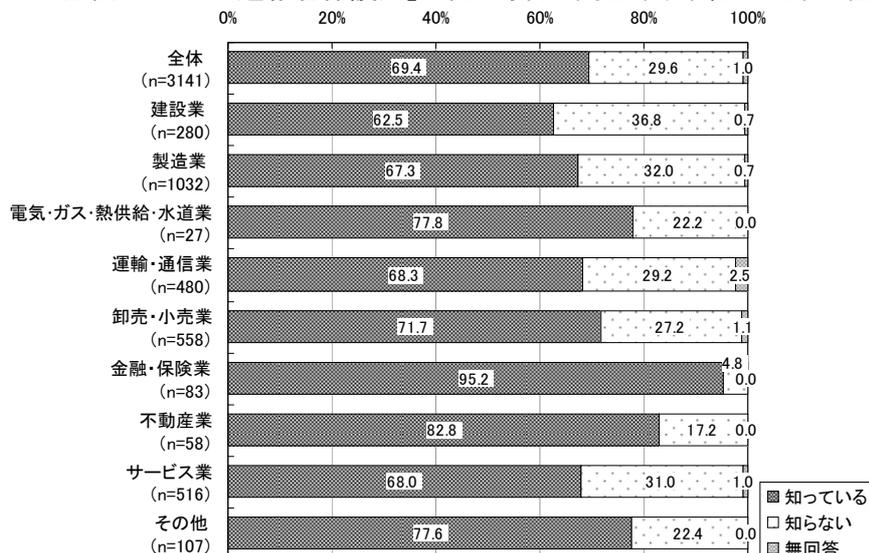
図表 69 「公益通報者保護法」の認知度(民間企業、従業員数別)(単一回答)



(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

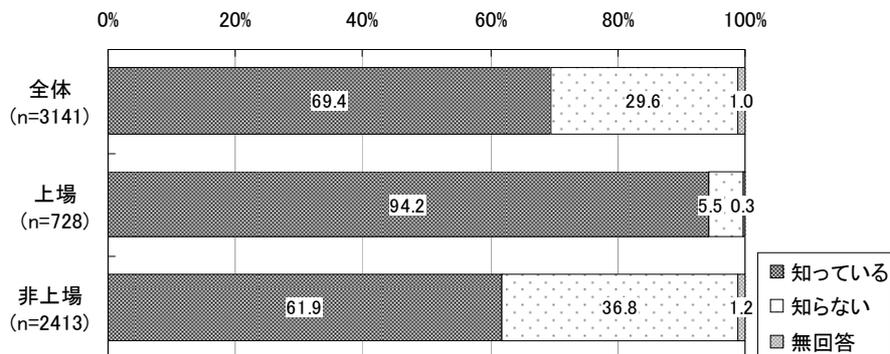
業種別にみると、金融・保険業では「知っている」と回答した企業が 95.2%を占めており、他の業種と比較して認知度が高くなっている。その一方、建設業（62.5%）、製造業（67.3%）などでは、「知っている」と回答した企業が 7 割を切っているなど、業種間で認知度に差が生じていることが分かる。

図表 70 「公益通報者保護法」の認知度(民間企業、業種別)(単一回答)



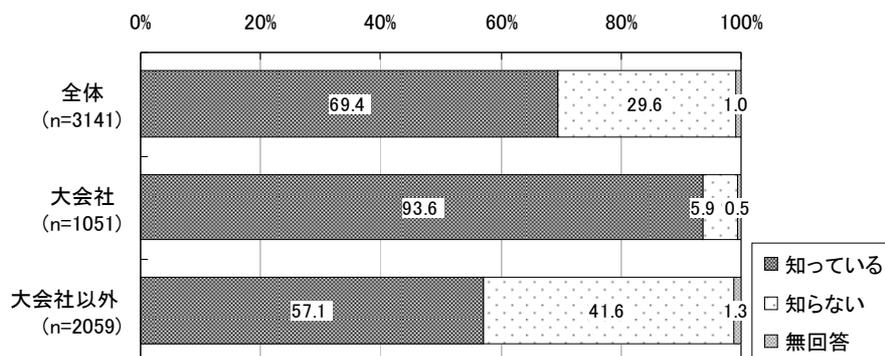
上場・非上場別に「知っている」と回答した企業の割合を比較すると、上場企業で94.2%、非上場企業で61.9%となっており、認知度に大きな開きが生じている。

図表 71 「公益通報者保護法」の認知度(民間企業、上場・非上場別)(単一回答)



大会社では、9割以上の企業が「知っている」と回答したが、大会社以外では57.1%にとどまっている。

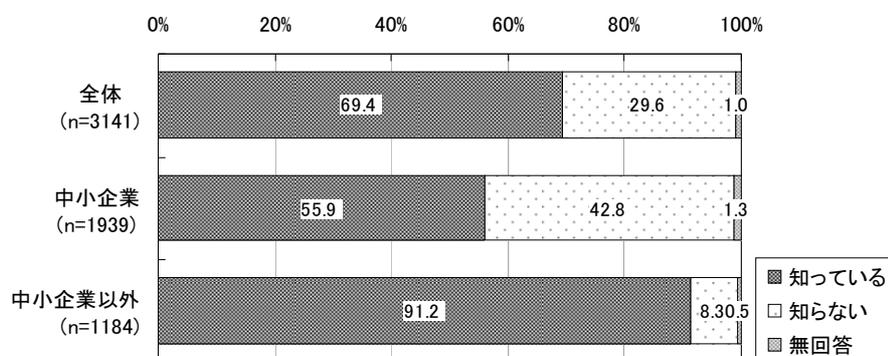
図表 72 「公益通報者保護法」の認知度(民間企業、大会社該当別)(単一回答)



(注)「全体」は「不明」の企業も含む

中小企業基本法による定義に従い、中小企業と中小企業以外を比較すると、中小企業では「知っている」と回答した割合が55.9%にとどまっており、中小企業以外(91.2%)と比較して、認知度が低い状況にあると言える。

図表 73 「公益通報者保護法」の認知度(民間企業、中小企業該当別)(単一回答)



(注)「全体」は「不明」の企業も含む